

《高等教育修学支援新制度の入学時納入金（入学金・授業料）徴収猶予制度について》

久留米大学（医学部）では、高等教育修学支援新制度対象者の入学金及び授業料について、次のとおり弾力的な対応を行うことといたしました。当該要件に該当し申請を行う方につきましては、当該資料をよく読み、内容を理解した上で猶予申請いただきますようお願ひいたします。

1 対象要件

- ・令和8年度入学予定（合格決定者）の久留米大学専願者（必ず入学する者）
- ・「大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」でD～Gに該当する者
- ・久留米大学医学部（医学科/看護学科/医療検査学科）の減免を希望する者
(※猶予申請を行わず、通常通り入学時納入金全てを納入された方には、本採用確定後に減免額を返還します【返還時期：区分決定により変動、概ね7月中旬頃】。)

2 提出物

- ・入学時納入金（入学金・授業料）猶予申請書（誓約書）【修学支援新制度対象者用】
- ・「大学等奨学生採用候補者決定通知【提出用】」のコピー（区分D～Gのみ）

3 申請から支払いまでの流れ

- ① 合格決定後、指定フォームから猶予について事前申請する

学納金納付書が事前申請で登録したメールアドレスに送信される

医学科

<https://forms.gle/AwreB4DGkZpkPBi38>



看護学科・医療検査学科

<https://forms.gle/EDNf4bE43uM9XQt59>



- ② 入学手続きに際し、学納金を納めるとともに、上記提出物を同封する

※ 締め切りは各入試制度の入学手続締切日

- ③ 提出（誓約）したことにより、入学手続きを行ったとみなし、入学金及び授業料は請求保留となる

- ④ 入学後、奨学金説明会等に参加し、所定の申請書類・手続きを実施 【原則4月】

- ⑤ 支援区分が決定後、「大学等における修学の支援に関する法律による授業料等減免認定結果通知書」が送付される

※支援区分に応じて減免額が決定（減免対象は入学金・授業料）【原則6月～8月】

- ⑥ 学納金振替に指定された預金口座からの引き落とし

※原則減免額を適用した額で請求させていただきますが、適格認定等の結果によるため、必ずしも支援が約束されるものではありません。

4 その他

- ・給付奨学金および高等教育修学支援新制度は、著しく成績が不良であると判断された場合、遡って認定が取り消しとなることがありますので、その点は充分ご留意ください。

【本件に関する問合せ・申請書送付先】

医学科

医学部事務部 教務課

〒830-0011 久留米市旭町67

TEL (0942) 31 - 7528

【本件に関する問合せ・申請書送付先】

看護学科/医療検査学科

医学部事務部 看護・医療検査学科事務室

〒830-0003 久留米市東櫛原町777-1

TEL (0942) 31 - 7714